

～広島県からのお知らせ～

令和7年7月1日から定期報告制度が見直されます。

1. 定期報告種別・報告周期が変わります

【検査項目】

【定期報告種別（報告周期）】

常時閉鎖式
防火扉

※検査対象範囲は
「各階の主要なもの」に限ります。

防火設備
に変更

見直し後

防火設備
(3年毎)

見直し前

特定建築物
(3年毎)

注)常時閉鎖式防火扉を除く防火設備の報告周期については、従前どおり「毎年」となります。

【検査項目】

【定期報告種別（報告周期）】

換気設備
排煙設備
可動式防煙壁
非常用照明

建築設備
に一本化

見直し後

建築設備
(毎年)

見直し前

特定建築物(3年毎)
及び
建築設備(毎年)

注)「可動式防煙壁」は、建築設備の検査対象として新たに追加されます。

【検査項目】

【定期報告種別（報告周期）】

非常用EV等

昇降機
に一本化

見直し後

昇降機
(毎年)

見直し前

特定建築物(3年毎)
及び
昇降機(毎年)

《令和7年7月1日以降の定期報告種別の報告周期》

用途	定期報告種別	報告年					
		R7.7月～	R8	R9	R10	R11	R12
①劇場、演劇場等 ②観覧場、集会場等 ③病院、児童福祉施設等	・特定建築物			●			●
	・建築設備	●	●	●	●	●	●
	・防火設備	● 常時除く	● 常時除く	● 常時含む	● 常時除く	● 常時除く	● 常時含む
④旅館、ホテル	・特定建築物		●			●	
	・建築設備	●	●	●	●	●	●
	・防火設備	● 常時除く	● 常時含む	● 常時除く	● 常時除く	● 常時含む	● 常時除く
⑤学校、体育館等 ⑥博物館、スポーツ練習場等 ⑦百貨店、物品販売業を営む店舗等 ⑧料理店、飲食店等 ⑨事務所等	・特定建築物	●			●		
	・建築設備	●	●	●	●	●	●
	・防火設備	● 常時含む	● 常時除く	● 常時除く	● 常時含む	● 常時除く	● 常時除く

2. 調査・検査方法が見直されます

告示改正により、「目視により確認する」とされている調査・検査項目について、センサー等新技術を活用することにより合理的な調査・検査が可能となります。

3. 報告様式が改正されます

告示改正により、調査結果表や検査結果表をはじめとする報告様式が改正されます。また、特定建築物定期調査の調査結果図（各階平面図）に「防火区画」を明示することとなります。調査（検査）日の時期によって適用される様式が異なりますので、ご注意ください。（※裏面を参照）

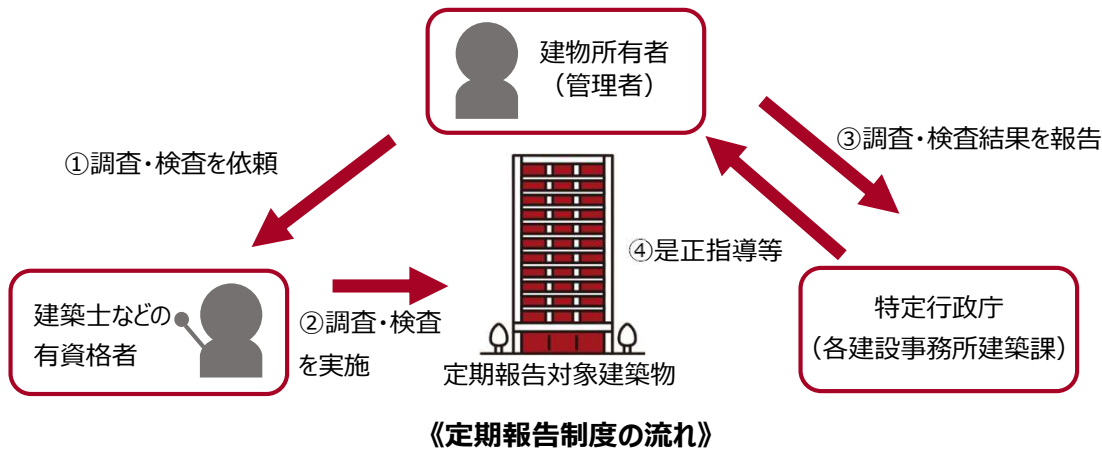
■ 定期報告制度の見直し前後における規定の適用に関する留意事項

調査（検査）日の時期によって適用される規定が異なりますので、ご注意ください。

施行日・調査（検査）日・報告日の関係			規定の適用
①	調査（検査）日・報告日がいずれも施行日より前の場合		見直し 前 の規定
②	調査（検査）日が施行日より前で、かつ、報告日が施行日より後の場合		見直し 前 の規定
③	調査（検査）日・報告日がいずれも施行日より後の場合		見直し 後 の規定

■ 定期報告制度とは

建築基準法では、不特定多数の者が利用する建築物などの所有者が、定期的に専門技術を有する資格者に調査させて、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けています。



【定期報告】 オンライン申請、始まっています！



■ 書類の提出先

広島県が所管する区域について、広島県電子申請システムによる電子提出又は下記の提出窓口への持参で受付けます。

受付対象	所管区域	所管部署・連絡先	住所
・特定建築物 ・建築設備 ・防火設備	竹原市、大竹市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町	西部建設事務所建築課 (082-250-8158)	広島市南区比治山本町 16-12
	府中市、世羅町、神石高原町	東部建設事務所建築課 (084-921-1572)	福山市三吉町1丁目1-1
	三次市、庄原市、安芸高田市	北部建設事務所建築課 (0824-63-5209)	三次市十日市東4丁目6-1
・昇降機 ・遊戯施設	県所管の全区域	(一社)中国四国ブロック昇降機検査協議会 (082-228-7141)	広島市中区鉄砲町1-20 第三ウエノヤビル9階